

工場立地法に基づく準則を定める条例（素案）

1. 工場立地法の概要

（1）法の趣旨

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう導き、その結果、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とし、工場の新增設を行う際に、敷地面積に対して一定規模以上の緑地や環境施設を設置するように定めています。

（2）対象となる工場（特定工場）

以下の業種、規模のどちらにもあてはまる工場。

- ①業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱及び太陽光発電所は除く）
- ②規模：敷地面積 9,000 m²以上又は建築面積 3,000 m²以上

（3）内容（必要な緑地面積率等：国の準則）

	第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
住宅・商業の用に供されている区域	準工業地域	工業専用地域、工業地域	第一種～第三種以外の区域	
緑地の面積の敷地面積に対する割合	30%以上	25%以上	20%以上	25%以上
環境施設の面積の敷地面積に対する割合	35%以上	30%以上	25%以上	30%以上
重複緑地等の算入割合	敷地面積×緑地面積率の 25%以内			

環境施設：緑地を含む、運動施設・修景施設（噴水・池など）・広場など

※ 昭和 49 年 6 月 28 日以前に設置された工場については、緩和措置が設けられています。

2. 市準則の制定による規制緩和について

（1）市準則の制定について

工場立地法では、国の準則により、生産施設・緑地・環境施設等の敷地面積に対する割合が全国一律で定められていますが、市が準則を定めることにより、地域の実情に応じて、緑地及び環境施設の面積率を条例で設定することができるようになっています。

大阪府内でも堺市や高石市などが準則条例による規制緩和を実施しています。

現行の市町村準則の範囲				
	第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
	住宅・商業の用に供されている区域	準工業地域	工業専用地域、工業地域	第一種～第三種以外の区域
緑地の面積の敷地面積に対する割合	(20%超～30%以下) 以上	(10%以上～25%以下) 以上	(5%以上～20%未満) 以上	(5%以上～25%以下) 以上
環境施設の面積の敷地面積に対する割合	(25%超～35%以下) 以上	(15%以上～30%以下) 以上	(10%以上～25%未満) 以下	(10%以上～30%以下) 以上
重複緑地等の算入割合	敷地面積×緑地面積率の 50%以内			

(2) 規制緩和を行う背景

工場等が新增設する際に特定工場に該当する場合は、工場立地法の定めにより緑地や環境施設を整備する必要があります。工場立地の適正化が図られる一方、企業が工場等の新增設を行う際に、緑地等の整備が負担となることもあります、企業が設備投資をしやすい環境づくりも必要となっています。

令和2年11月18日、大阪府から国に対して国家戦略特区制度を活用した「工場等の改築、新增設に伴う緑地整備等に関する規制緩和」が提案され、令和3年5月に国家戦略特別区域法の一部を改正する法律が公布、同年8月1日に施行されました。

上記制度では、これまでの市準則よりも規制緩和を進められることから、設置すべき緑地や環境施設の面積を緩和し、企業の負担を軽減することで、工場への再投資を促進し、産業の競争力の強化、地域経済の活性化及び雇用の創出につなげていくことが期待されます。

国家戦略特区制度の特例措置後	
	全地域
緑地の面積の敷地面積に対する割合	1%以上
環境施設の面積の敷地面積に対する割合	1%以上
重複緑地等の算入割合	敷地面積×緑地面積率の 100%以内

3. 規制緩和の考え方

企業の投資を促進する規制緩和を行いながら、工場立地法の趣旨である環境保全が適正に行われるよう、対象地域と敷地に対する緑地及び環境施設面積の割合を設定します。

対象地域は、本市の緑化重点地区と重複せず、企業誘致を行っている区域である泉大津市夕凪町とし、具体的には、泉大津フェニックス内の工場用地(34ha)とします。

規制緩和の数値は、当該地域の緑地等の状況や既に地域準則を制定している他

の自治体等を参考に設定しています。

※ 泉大津フェニックス（約 205 ha）は、地域内において 72 ha が緑地として整備される計画がなされており、当該地域における緑地率は約 35% が予定されており、工場用地周辺には住宅等が存在しない地域となります。

4. 規制緩和の内容

(1) 対象地域

泉大津市夕凪町（泉大津フェニックス）

(2) 規制緩和を行う数値

①敷地面積に対する緑地面積率 → 敷地面積の 100 分の 5 以上

②敷地面積に対する環境施設面積率 → 敷地面積の 100 分の 10 以上

③重複緑地の算入率 → 敷地面積に緑地面積率を掛けた面積の 100 % 以内

※ 対象地域以外の緑地及び環境施設面積等は、国が定める準則による面積率となります。

5. 市準則制定による敷地面積に対する緑地及び環境施設面積率

【現行】

区域	夕凪町（泉大津フェニックス）
緑地の面積の敷地面積に対する割合	100 分の 25 以上
環境施設の面積の敷地面積に対する割合	100 分の 30 以上
重複緑地等の算入割合	敷地面積 × 緑地面積率の 25% 以内

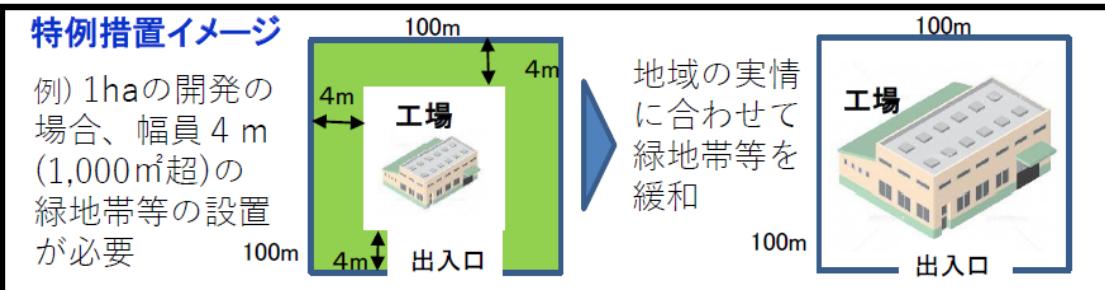
【準則制定後】



区域	夕凪町（泉大津フェニックス）
緑地の面積の敷地面積に対する割合	100 分の 5 以上
環境施設の面積の敷地面積に対する割合	100 分の 10 以上
重複緑地等の算入割合	敷地面積 × 緑地面積率の 100% 以内

6 その他

対象地域においては、工場立地法の特例措置に合わせ、都市計画法第 33 条第 1 項第 10 号等の緑地帯等の設置基準の緩和が可能となります。



【参考】□ 対象区域

